

沖縄県こども計画(仮称)【素案】に係る委員意見(こども・子育て部会)に対する対応方針(1章～3章)

参考資料 1

こども計画素案		項番				意見NO	頁番号	行番号	素案たたき台	追加又は修正	ご意見	追又は修正理由	委員名	県の考え方	
		章	節	項	目									対応区分	
(2)	人口変動の要因	2	1	(2)		1	57			女性の出生率などがあるが、女性が子供を産まないといけないというプレッシャーがある。そもそも女性の問題なのかと言われている。客観的に数字をならべるのはわかるが、なぜ沖縄でも出産をためらうのか、社会的な要因の書き方を工夫できないか。具体的にどういうふうにとは言えないが、そこを最初にだしてしまうのはどうかという感想。		玉城直美	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、記載順の変更や婚姻率等の図表を追加し、工夫して修正します。	
										②原文どおり			・文科省の表現に準じて「帰国・外国人児童生徒等」という表現を用いる方がよいと考えます。 ・現在実施している日本語指導教育に携わる県費負担職員の配置を継続しながら、市町村が行う受け入れ体制整備の取組を支援する方針等を示していきます。		
②	自国文化・異文化理解、国際交流等の推進	3	1	(2)	ウ	②	2			外国につながる子、という言葉をつかうといいのかなと思った。労働者として多く来ているが、2世が生まれ始めている。なので、「外国につながる子」とした方が無難ではないか。 日本語教育について、義務教育は市町村判断になっているので、県でベースを統一した方がよい。 日本語支援だけでなく、彼らの生活理解も必要。単純な日本語支援ではなく、シングルになったときなど支援策の多言語化、やさしい日本語で流れていくというベースを整えることが大事。 また、支援員を配置しても、地域とどうつながるのか、生活支援が求められている。		玉城直美	②原文どおり	・文科省の表現に準じて「帰国・外国人児童生徒等」という表現を用いる方がよいと考えます。 ・現在実施している日本語指導教育に携わる県費負担職員の配置を継続しながら、市町村が行う受け入れ体制整備の取組を支援する方針等を示していきます。	
①	子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化	3	1	(5)	ア	①	3	51		さらに、児童虐待の未然防止を図るため、保護者が様々な事情で一時的に児童を養育することが困難になった場合や児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、保護者に代わって一時的にこどもを預かり養育する事業(子育て短期支援事業)を市町村が積極的に実施するよう事業内容の周知に努めます。	児童自身が希望した場合でも利用可能で、(いきなり一時保護となる事態を避ける事が可能です。)	安藤美恵	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「さらに、児童虐待の未然防止を図るため、保護者が様々な事情で一時的に児童を養育することが困難になった場合や児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、保護者に代わって一時的にこどもを預かり養育する事業(子育て短期支援事業)を～」	
②	こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待予防の取組強化	3	1	(5)	ア	②	4			青字の追記された部分について、「一時的にこどもを預かり養育する事業～」追記してありがたいと思うが、沖縄県は実施率が低い。親が体調不良になって養育できない状態になった時に、子どもを預けることへの受け皿が少ない。障害をもっていたら短期入所事業があるが、ご家庭で感染者がいる場合は預けられない。少数だが、かなり切実。児童虐待防止ということで、記載されているが、「周知に努める」ではなく、踏み込んで、「市町村が実施できるような取組を促進」というところまで書いていただけると現実的に進んで行きやすいのではないかと。			①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「～保護者に代わって一時的にこどもを預かり養育する事業(子育て短期支援事業)の積極的な実施に向けて市町村へ事業内容の周知や助言等の支援に取り組みます。」	
①	幼児期までのこどもの育ちに係る取組推進	3	2	(1)	イ	①	5	64	しつけ		しつけという言葉に違和感 愛着形成 等の表現が良いのでは？		大屋貴子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「家庭は親子間の信頼関係や愛着形成を通した…」
							6	64	保育所等		2行目 保育所等 → 4行目 保育所等施設とあるので保育所等施設に統一		大屋貴子	①意見を踏まえ修正	ご意見ありがとうございます。ご指摘の箇所以外において、「保育所等」の表現を多く使用していますので、保育所等に統一したいと思います。
							7	64	教員		教員 → 保育者等		大屋貴子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、ご指摘の通り修正します。
④	幼児教育・保育の質の向上	3	2	(1)	イ	④	8	66頁	認可外保育施設保育サービス向上事業を活用した認可外施設の認可化移行を促進するとともに、認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の質の向上に取り組む。	修正	加えて、認可外保育施設については、給食費や健康診断費の助成等入所児童の処遇改善や教材費の購入費助成等、保育サービスの確保・向上に取り組めます。同時に、認可化移行に準じた支援により、幼児教育・保育の質の向上に取り組めます。	認可外施設の認可化移行による幼児教育・保育の質の向上は、国の方針である。沖縄県が認可化移行を促進しないのであれば、それに準じた支援によって、幼児教育・保育の質の向上に取り組むべきである。	高村滋人	②原文どおり	県では、認可外保育施設に対し、児童福祉法に基づく立入調査を実施するとともに、認可外保育施設を対象とした研修会を開催し、認可外保育施設の適正な保育内容及び保育環境の確保・向上に向けて取り組んでいます。 また、認可外保育施設における入所児童の処遇及び保育の質の向上を図るため、給食費や健康診断費、保育材料購入費、指導監督基準を達成・維持するために必要な施設改修費等の支援を行っております。 更に保育内容等については、幼児教育アドバイザーによる訪問での助言等の支援も行っているところです。 引き続き、これら取り組みを通して認可外保育施設の保育の質の確保・向上に取り組んでまいります。
							9	66頁	認可外保育施設保育サービス向上事業を活用した認可外施設の認可化移行を促進するとともに、認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の質の向上に取り組む。	追加	また、認可外保育施設における事故対策にも重点的に取り組まします。	2022年7月の県内認可外保育施設における乳児死亡のような事故を二度と繰り返さないため、事故対策にも重点的に取り組むべきである。	高村滋人	①意見を踏まえ修正	ご指摘を踏まえ、以下のとおり加筆修正します。 「加えて、認可外保育施設については、給食費や健康診断費の助成等入所児童の処遇改善や、教材費の購入費助成等の支援を行うとともに、児童福祉法に定める指導監督のほか、認可外保育施設を対象とした研修会等あらゆる機会を通じて施設に対する助言指導を行い、適正な保育内容及び保育環境の確保に取り組まします。」

沖縄県子ども計画(仮称)【素案】に係る委員意見(子ども・子育て部会)に対する対応方針(1章～3章)

参考資料 1

子ども計画素案		項番					意見NO	頁番号	行番号	素案たたき台	追加又は修正	ご意見	追又は修正理由	委員名	県の考え方													
		章	節	項	目	対応区分																						
①	多様な子どもの居場所づくりの推進	3	2	(2)	イ	①	10				不登校の急増に対応できているのか。抜本的なものがないと危惧している。最近フリースクール協議会ができたが、出席扱いの問題が校長判断だったり、高校だと単位認定だったり。P711に多様な居場所とあるが、出席扱いにならないと行きたくなくなる。学校に行くのが前提と計画の中で感じる。多様な生き方を支援するようなものが必要。		島村聡	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、フリースクールや子どもの居場所等、学校外の支援機関に係る諸課題については、関係機関と連携を図りながら検討を進めていく旨を追記いたします。  なお、県教育委員会としては、「校内自立支援室事業」による不登校児童生徒への支援を市町村教育委員会と連携して取り組んでいることである。引き続き文部科学省の通知の各学校への発出や、管理職研修会、市町村との連絡協議会等とおして、不登校児童生徒の出席扱い等についての理解を深め、児童生徒の努力の成果が適切に評価されるよう努めてまいります。													
																①	小児医療体制の充実	3	2	(2)	ウ	①	11	72		追記	①小児医療体制の充実 小児科を標榜する診療所は172施設、病院は38施設となっており、小児人口10.5万人当たりの施設数で見ると、診療所が70.9か所、病院が15.7か所、診療所数・6病院数ともに全国よりも低くなっています。また、令和2年末の本県の小児科医師数は244人で、小児人口10万人当たりの小児15科医師数は100.6人となっており、全国の120.3人を下回っており、安心して子育てするために、沖縄県内の小児医療体制の充実が重要です。  (a)小児救急医療体制整備 全国では、初期救急医療は、休日夜間急患センターや在宅番医制において、救急搬送を必要としない救急患者の診療を行っています。一方で、沖縄県では、休日夜間急患センターや在宅番医制については実施していないほか、初期救急医療に対応する診療所等は少なく、本来、専門医療又は入院を要する小児救急医療を提供する二次医療圏の救急病院や、高度な専門医療又は重篤な小児患者に対する救命医療を提供する小児救命救急センター(南部医療センター・子ども医療センター)が初期救急から第三次救急まで対応し結果的に、救急医療等に支障を来している現状があります。沖縄県における小児救急医療体制整備のための施策を推進します。	ご意見をふまえ、現状や施策を追記する形で修正いたします。  修正案: 本県では、小児科を標榜する医療機関や小児科医の数が全国に比べ少なく、救急病院への休日・夜間の受診者数が多いことなどから、小児救急医療が慢性的にひっ迫している現状を踏まえ、小児患者の保護者の不安軽減や救急医療機関の負担軽減を図るため、「子ども医療電話相談事業(＃8000)」の実施など救急の適正受診の促進に取り組むとともに、小児科医の確保など小児医療提供体制の確保に取り組みます。 また、様々な子どもの心の問題、被虐待児のケアや発達障害等に対応するため中核病院や地域における支援機関との連携による診療・支援体制の整備や、医療関係者や支援者に対する研修等人材育成に取り組む予定です。
②	ライフステージに応じた各種施策の推進	3	4	(1)	ア	②	13				趣旨が伝わっていないと思うので前回提出した意見について再度。就学援助は修学旅行等カバーされているが、制服などはカバーされていない。よくに制服は、沖縄独特の習慣としてあって、全国的にはかからない費用。就学援助でカバーされていないような、沖縄で子育てすることでかかってしまう費用がある部分をきちんと検討・見直してもらいたいという趣旨だった。自身の子育てでも、教材費で毎月2000-3000かかっているが、就学援助は1000円程度でカバーできていない。そういうことを含めて見直してほしいという意見。学校教育現場の意識、啓もう活動のような。沖縄の子育ての重い負担になっていないかを見直してほしい。 就学援助は、所得制限がある。それよりも全体的にかかっている費用について、強制でない趣旨の啓発活動に積極的に取り組んでいただきたい。		二宮元	②原文どおり	義務教育段階における学用品購入に対する就学援助については、各市町村が地域の実情に応じて単独事業として実施しており、支給対象費目、対象者の認定基準(所得制限の基準)等についても各市町村ごとに異なっております。 県教育委員会では、毎年度、市町村就学援助連絡会議を開催し、県内外の先行事例等を情報提供するなどして、就学援助事業の適切な実施を促しております。													

沖縄県こども計画(仮称)【案案】に係る委員意見(こども・子育て部会)に対する対応方針(4章〜5章)

参考資料 1

こども計画素案たたき台	項番				意見NO	頁番号	行番号	素案たたき台	追加又は修正	ご意見	追又は修正理由	委員名	県の考え方	
	章	節	項	目									対応区分	
1 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方	4	1		1	1		1 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方 子ども・子育て支援法において、県及び市町村は、幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関する計画を策定することが位置づけられています。 市町村は、教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業に係るこれまでの利用状況やアンケート調査に基づくニーズなどを踏まえ、「量の見込み」を設定し、その「量の見込み」に対する提供体制の確保とその実施時期(「確保方策」)を市町村子ども・子育て支援事業計画に定めます。 沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画では、市町村の事業計画で定められた数値を基本とし、市町村間の広域的な利用を勘案して、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定めます。(※3)	修正	1 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方(※1) 子ども・子育て支援事業支援計画(資金つぎ応援プラン)は、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき策定するものです。 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は、地域の実情に応じ、市町村が実施主体として提供することになっており、県は、市町村が子ども・子育て支援の実施主体としての役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や各市町村の区域を越えた広域的な対応が必要な施策を講ずることとなっています。 本計画は、沖縄県の上位計画である沖縄県こども・子育て計画(仮称)の中で、幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関することを定めた個別計画の位置づけとなります。	第4章1.2が「大変わかりづらい」ため、加筆修正ご検討願います。 私の左欄の修正文案もわかりづらい気もしますので、下記要点をご参照頂き、適宜ブラッシュアップ願います。  (※1) 県子ども・子育て支援事業支援計画が、①「 <b>幼保の充実</b> 」と②「 <b>地域の子ども・子育て支援事業</b> 」、この2つに特化した計画である事、③ <b>位置づけとして、上位計画である沖縄県こども計画(仮称)に紐づいた「個別計画」であること</b> 、④ <b>市町村の子ども・子育て支援事業を、県が支援することが目的の計画であること</b> 、この3つを簡潔にわかりやすく明記したほうがよいと思います。 県子ども・子育て支援事業支援計画は、「市町村の支援事業」を「県が支援する計画」とあり、それ故の「支援事業支援計画」という名称だと理解しています。素案のままですと、幼保の量の見込みや確保だけが目的の計画に読み取れます。  あるいは、もし「県子ども・子育て支援事業支援計画」を沖縄県こども計画(仮称)にぶら下がる個別計画という位置づけではなく、沖縄県こども計画(仮称)に一体化したい、ということであれば、第4章として別立てて入れ込むのではなく、「第3章 こども施策に関する重要施策」に組み込んだほうがよいと思います。 (下記新潟県の計画が参考になります) 【リンクより再掲】 (※2) 主語を付けたほうがよいです。例えば新潟県のように、「県設定区域」のタイトルの前段に、「基本方針II 幼児教育・保育の充実」という上位目次があればよいのですが、上位目次がないのであれば、主語記載が必要です。 (参考「新潟県子ども・子育て支援計画(第二期新潟県子ども・子育て支援事業支援計画)」 <a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/ife/264874_395440_misc.pdf">https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/ife/264874_395440_misc.pdf</a> )	安藤美恵	①意見 を踏まえ修正	「沖縄県こども計画」は、「都道府県こども計画」や「都道府県における子どもの貧困対策」について計画など各種法律に基づき各種計画を策定するものとしており、その一つ「県子ども・子育て支援事業支援計画」が位置づけられており、これら計画の位置づけについては、第1章の「計画の位置づけ」に記載しております。 また、子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業を総合的、計画的に実施するために、必要事項をとりまとめた計画を策定することとされており、第4章は、当該法で定めた必要事項をとりまとめたものであり、事業を実施するために国への提出が必要な計画となっております。 加えて、市町村のニーズ調査等の記述に関しては、県設定区域の設定以外の項目にかかわらず、原文どおり「県子ども・子育て支援事業支援計画の考え方」の項目に記載させていただいております。 なお、計画の法的位置づけ等についてはご意見を踏まえ、以下のとおり一部修正を行いました。	
							2 県設定区域の設定	4	2	2	1	2 県設定区域の設定 本計画において、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定める際の単位となる区域を表1のとおり定めます。 当該区域は、各域内の教育・保育の需要と供給のバランスをとるものであり、県が認定子ども園や保育所の認可・認定を行う際の判断基準と、広域利用の実態等を踏まえ設定しました。	修正	2 教育・保育の県設定区域の設定(※2) 市町村は、教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業に係るこれまでの利用状況やアンケート調査に基づくニーズなどを踏まえ、「量の見込み」を設定し、その「量の見込み」に対する提供体制の確保とその実施時期(「確保方策」)を市町村子ども・子育て支援事業計画に定めます。 市町村が実施したニーズ調査に基づいた教育・保育の量の見込みに対する提供体制の確保が必要です。 沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画では、市町村の事業計画で定められた数値を基本とし、市町村間の広域的な利用を勘案して、教育・保育における「量の見込み」と「確保方策」を定めます。(※3) 本個別計画において、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定める際の単位となる区域を表1のとおり定めます。 当該区域は、各域内の教育・保育の需要と供給のバランスをとるものであり、県が認定子ども園や保育所の認可・認定を行う際の判断基準となるものであり、広域利用の実態等を踏まえ設定しました。
3 地域子ども・子育て支援事業	4	5	(3)	3	9	(表5) (6)子育て短期支援事業 母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の教育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業	修正	全ての養育者(保護者)に統一するかはお任せしますが安心して子育てできる環境を整備するため、一定の事由により児童の教育が一時的に困難となった場合や、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業	「母子家庭等」という主語と、「働くことができる」は削除。 子育て短期支援事業は、全ての家庭が利用できる事業です。また、養育者が働くための事業ではありません。また、児童自身が希望した場合でも利用可能です。(いきなり一時保護となる事を避ける事が可能です。) <a href="https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jido-short">https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jido-short</a>	安藤美恵	①意見 を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「保護者の疾病その他の理由で、こどもを養育することが一時的に困難となった場合や児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等に、児童養護施設や里親家庭等において預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業」		
2 教育・保育等従事者の確保	4	6	(2)	4	11	13	潜在保育士等の就労支援	修正	・現在までの取り組みがあまり効果がないため、再検討が必要かあるか。 ・現場の意見を聞き取りするためには、もう少し時間が欲しいです。			松本真子	③その他	県においては、新規保育士の確保に取り組んできた一方で、潜在保育士が多く存在することから保育士確保の観点から潜在保育士の就労支援にも力を入れて取り組んできたところです。 潜在保育士の就労支援としては、県外保育士の誘致支援のほか、保育所等の見学やマッチング等に取り組んできたところですが、今後は、保育団体等現場の方々の意見交換を行いながら、効果的な施策について検討を行い、必要な取り組みを展開していくこととしております。
							特例終了の期限を見据えて、保育教諭の育成に向け資格取得支援に取り組めます。	修正	・具体的な方法や周知がどのようにされるか? ・特例がR11までということを知らない方が多いため、早めに周知をすずと潜在保育士の就労支援にもつながるかと思います。			松本真子	③その他	具体的な周知方法については、保育団体等の意見も聞きながら、効果的な取り組みを検討していくこととしております。
							保育士に対し専門室による相談支援に取り組めます。	修正	・弁護士等ということですが、予算は県からの支援があると良いと思います。			松本真子	②原文どおり	具体的な取り組みとして、現在、県で設置している保育士・保育所総合支援センターに相談窓口を設け、相談内容に応じて専門室に繋げる取り組みを検討しているところであり、早期の事業化に向けて取り組んでまいります。
3 幼児教育・保育の質の向上	4	6	(3)	7	12	18	保育士等の業務負担軽減を図るため、～補助業務に係るICTの活用等、～保育所等のICT化を進めます。	修正	・ぜひ県で予算支援をお願いします。市町村単位で取り組むには厳しい状況です。県内での市町村とも、同じレベルでICT支援が受けられることが理想です。 ・認可外保育施設へもICT化支援があると良いと思います。			松本真子	②原文どおり	保育所等における業務のICT化については、市町村が実施する国庫補助事業として位置づけられており、県としては周知に努めるとともに市町村における事業化に向けた働きかけに取り組んでまいりたいと考えております。 なお、認可外保育施設についても当該事業の対象とされております。

沖縄県子ども計画(仮称)【素案】に係る委員意見(子ども・子育て部会)に対する対応方針(4章～5章)

参考資料 1

子ども計画素案たたき台	項番				意見 NO	頁 番号	行 番号	素案たたき台	追加 又は 修正	ご意見	追又は修正理由	委員名	対応区分	県の考え方	
	章	節	項	目										対応区分	県の考え方
					8					資料6の進捗状況のところのような内容がどこかに書かれていた方がいいのではないか。達成しているけど、待機児童が増えているのでこれについてさらに推進していく必要があるということが読み取りにくい。その点、どこかできちっと書かれていた方がいいのかなと思う。		二宮元	②原文ど おり	子ども計画は、複数の計画を束ねたものとなっており、これらと計画の内容には、重複する部分も多数あることから、計画の建付けを、現状と課題は第2章に、重要施策に関してライフステージ別の施策や子育て当事者への支援等については第3章に記載し、複数の計画に盛り込むべき子ども施策を網羅的にとりまとめております。 ただし、子ども・子育て支援法においては、子ども・子育て支援事業を総合的、計画的に実施するために、教育・保育の量の見込み等、当該事業に特化した事項をとりまとめた計画を策定し、国に提出することとされていることから、第4章は、当該法に対応する形でとりまとめたものとなっており、子ども施策全般については、基本的に第2章、3章に取りまとめることとしております。	

沖縄県こども計画(仮称)【素案】に係る委員意見(こども・子育て部会)に対する対応方針(6章)

参考資料 1

こども計画素案たたき台		項番						県の考え方						
		章	節	対象の章	節	項	通し番号	意見NO	素案たたき台	追加又は修正	ご意見	追又は修正理由	委員名	対応区分
4	障害児支援・医療的ケア児等への支援	6	2	3	1	(4)	1	第3章 こども施策に関する重要施策 1ライフステージを通じた重要施策 (4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	追加	指標として、「児童発達支援センターの設置」の追加した方がいいのではないか。	障害児支援に関して、「児童発達支援センター」は、地域の重要な拠点機関を担う資源である。自治体は、整備する必要がある為、非常に意義のある指標になると考える。	渡慶次真由美	①意見を踏まえ修正	国の基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することが基本とされている。 児童発達支援センターは、市町村における十分な支援体制、連携体制の核となる機関であり、県は市町村等と連携を図り設置促進に取り組むこととしている。 第7期沖縄県障害福祉計画第3期沖縄県障害児福祉計画(令和6年4月～令和6年3月)策定において、市町村の検討状況を把握していることから、指標として設定が可能。 設置済: 8 令和8年度までに設置: 38 ※3市町村(伊江村、北大東村、多良間村は未定)
5	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	6	2	3	1	(5)	2			短期子育て支援事業を追加いただけるとありがたい		渡慶次真由美	②原文どおり	市町村が実施主体である「子育て短期支援事業」については、第4章表6において令和11年度までの今後の実施予定を記載することとしています。
25	保育所等入所待機児童数(顕在・潜在)	6	2	3	2	(1)	25	3		潜在待機児童の数字はどうか。また、4/1の待機児童数は一番少ない。以前は10月1日の数字をとっていたがどうなっているのか。		高村慈人	③その他	潜在待機児童数の数値目標については、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の終期である令和13年度末の目標値を顕在、潜在ともに0人としており、本計画の終期である令和11年度末では、潜在待機児童数を335人と見込んでおります。 また、令和2年度までは国からの依頼により4月と10月に調査を行っていたが、令和3年度以降は国調査は廃止となっており、県においても市町村を含む事務負担軽減の観点から今年度より4月のみの調査を実施しております。 ご指摘のとおり、年度途中で待機児童が増加する傾向にあることは、承知しており、このため県では、年度途中に入所を希望する方に対応できるよう加配保育士の配置支援を実施しているところです。
60	産業別、常用労働者の1人月間現金給与額(規模5人以上)における「決まって支給する給与」(全産業平均)	6	2	3	2	(3)	60	4	賃金指標について	国の定める貧困線はどのくらいですか？今後設定する指標は子ども子育て会議内のみの目標ですか？あるいは県としての目標ですか？		石川修治	③その他	貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額をいいます。令和3年の貧困線は127万円となっています。 設定する目標は、県としての目標となります。

沖縄県子ども計画(仮称)【素案】に係る委員意見(子ども・子育て部会)に対する対応方針(その他)

参考資料 1

								県の考え方	
資料名	頁番号	行番号	素案たたき台	追加 又は 修正	ご意見	理由	委員名	対応区分	
1	資料2				<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料2が膨大すぎて、読みづらかったため、次回会議で素案を提示する場合は、最初に目次(ページ番号入り)もお願いしたいです。</li> <li>・また、ワードやPDFなどで確認する場合、その目次をクリックしたら目的のページに飛べるよう目次をリンクさせて頂けると、ワードやPDFで確認がしやすいので、目次とのリンクをお願いいたします。</li> </ul>		安藤美恵	③その他	ご意見を踏まえ、資料を作成いたします。

沖縄県子ども計画(仮称)【素案】に係る委員意見(困難を抱える子ども部会)に対する対応方針(1章～3章)

参考資料 1

子ども計画素案	項番					意見NO	頁番号	行番号	素案たたき台	追加又は修正	ご意見	追又は修正理由	委員名	県の考え方									
	章	節	項	目	対応区分																		
第1 計画の策定にあたって	1					1			図表タイトルのセンタリング	修正	図表タイトルをセンタリング(あるいは左寄せで統一)することで、図表の見栄えが良くなると考えられる。		下地敏洋	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。								
1 計画策定の趣旨	1	1				2	1頁			修正	別紙のとおり。	この計画は、今後の沖縄県の子どもに関する施策の柱となる極めて重要なもの。単に既存の計画をまとめたことだけでなく、計画に込めた思いや子どもの権利条約について言及すべき。	横江崇	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、素案のとおり修正しております。								
2 基本理念	1	2				3	2頁	8行	すべての子どもたちが、将来にわたって～	修正	すべての子どもたちが、今と将来にわたって～	子どもにとって「今」が大切。	横江崇	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。III.すべての子どもたちが、現在から将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会								
									子どもを望む人誰もが、喜びや生きがいを感じながら、安心して子どもを産み育てることができ、仕事と家庭の両立と所得向上が実現できる社会	修正	仕事と家庭の両立と所得向上が実現でき、子どもを望む人誰もが、喜びや生きがいを感じながら、安心して子どもを産み育てることができる社会	「仕事と家庭の両立と所得向上」は、目的ではなく手段。「子どもを望む人誰もが、喜びや生きがいを感じながら、安心して子どもを産み育てること」が目的であり、目的と手段が逆になっている。	横江崇	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正いたします。								
(1) 子どもの人権尊重	1	3	(1)			5	2頁	20行	～教育・保育に携わる者をはじめとするおとなに対し、～	修正	～教育・保育に携わる者をはじめとする全てのおとなに対し、～	「全ての」を加筆。全ての大人が子どもの権利を知り、尊重することが必要。	横江崇	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。教育・保育に携わる者をはじめとする全てのおとなに対し、								
(2) 子どもの意見表明・社会参画	1	3	(2)			6	2頁	25行	～目指すべき社会の実現に向けて子どもとともに取り組んでいきます。	修正	～子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しすることに取り組んでいきます。	「目指すべき社会の実現」というのが抽象的。	横江崇	①意見を踏まえ修正	ご意見について、「目指すべき社会の実現」とは、2 基本理念で示しているものになります。また、子どもの意見表明や社会参画を通して「子どもとともに」取り組むことは必要であると考えことから、当該箇所は原文どおりとさせていただきます。ただし、ご意見にある「自己選択、自己決定、自己実現」についても重要な点だと考えますので、(1)子どもの人権尊重の中に追記させていただきます。								
第2 子ども・若者を取り巻く現状と課題	2					7			図表タイトルのセンタリング	修正	図表タイトルをセンタリング(あるいは左寄せで統一)することで、図表の見栄えが良くなると考えられる。(再掲)		下地敏洋	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。								
									② 生活保護世帯に属する子どもの進学率	2	3	(3)	ア	②	8	22	図表の3-12の説明で、沖縄県の進学率が高くなっている理由(要因)について、記載があると理解が深まるのではないと考えます。	追加	高等学校及び大学進学率等は他府県が高くなっていますが、この図表に関しては沖縄県が高くなっています。		下地敏洋	②原文どおり	母数が少なく、少しの増減で影響を受けるため、明確な根拠を持って要因を説明できない状況です。
									④ 女性の労働参加率	2	3	(5)	ア	④	9				沖縄県の女性の労働参加率について、M字カーブは消えているという表現にしてもよいのではないかと。		山野良一	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ次のとおり修正します。いわゆるM字カーブについては、沖縄県においては解消されつつあります。
第3 子ども施策に関する重要施策	3					10			図表タイトルのセンタリング	修正	図表タイトルをセンタリング(あるいは左寄せで統一)することで、図表の見栄えが良くなると考えられる。(再掲)		下地敏洋	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。								
									ア 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	3	1	(1)	ア	11		1(1)ア①②③	修正	イ以降がなく、アのみであるため、項目立てについて要検討。		横江崇	②原文どおり	施策を指し示す際に、番号・記号で表記するため、1項目であっても項目立てしているところです。	
									① 子どもの権利に関する周知・啓発	3	1	(1)	ア	①	12	39頁	20行	～教育・保育に携わる者をはじめとするおとなに対し、～	修正	～教育・保育に携わる者をはじめとする全てのおとなに対し、～	「全ての」を加筆。全ての大人が子どもの権利を知り、尊重することが必要。	横江崇	①意見を踏まえ修正

沖縄県子ども計画(仮称)【素案】に係る委員意見(困難を抱える子ども部会)に対する対応方針(1章～3章)

参考資料 1

子ども計画素案		項番						県の考え方									
章	節	項	目	意見NO	頁番号	行番号	素案たたき台	追加又は修正	ご意見	追又は修正理由	委員名	対応区分	県の考え方				
2	人権教育の推進	3	1	(1)	ア	2	13	39頁	23行	学校において、人権教育に関する講話、体験活動への支援、道徳教育研究推進校の設定等により人権・道徳教育を充実させるとともに、教職員自らが高い人権意識を持ち教育活動に取り組みます。		人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育であるとの認識のもと、学校において、人権教育に実際に取り組むに際し、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解した上で、組織的・計画的に取り組めます。また、人権教育に関する講話や研修等により人権教育を充実させるとともに、教職員自らが高い人権意識を持ち教育活動に取り組みます。	「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」(平成20年3月、人権教育の指導方法等に関する調査研究会)を参照。人権と道徳を混同してはならない。	横江崇	①意見を踏まえ修正	道徳性を育むことは、人権の諸課題の解決に繋がるととらえておりますが、文中の「道徳教育研究推進校の設定等」が一部の研究推進校のみで実施等限定される恐れがあること及び、委員意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「学校において、人権教育に関する講話、体験活動への支援等により人権・道徳教育を充実させるとともに、研修等を実施することにより教職員の人権意識を高めるなど、学校における人権教育の推進に取り組みます。」	
100	100	3	1	(1)	ア	3	14			前回の会議で意見したオンブズマンの設置と関連して、「～既存の調査審議機関」が参考資料1では児童福祉審議会と青少年保護育成審議会ということになっているが、調査機関がよくわからないので明記していただきたい。また、児童福祉審議会は、福祉分野に関するものなので、学校での権利侵害の調査機関はあるのか。		山野良一	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「また、子どもの権利擁護に関する既存の調査審議機関(社会福祉審議会等)の権能や役割、所掌範囲等を踏まえ、…」  なお、総合教育会議は知事と教育委員会が協議・調整を行う場であることから調査を行うことは想定されておりません。			
101	101	3	1	(1)	ア	3	15			子どもの権利ノートなど、現状できていることも書いていただきたい。		山野良一	②原文どおり	施設等で実施している子どもの権利ノート等の取組については、現在策定作業中の「社会的養育推進計画」の中で具体的な権利擁護の取組として記載してまいります。			
2	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	3	1	(2)	ア	16	40頁	6行	生活習慣の形成・定着	削除	削除	この文脈において、「生活習慣の形成・定着」はそぐわない。	横江崇	①意見を踏まえ修正	ご意見に箇所については、子ども大綱における項目立てに準じて構成していたところですが、内容としてもライフステージ別の学童期・思春期の項目が適切だと考えられることから、3-(2)-ウ②として挿入したいと考えます。現行②は順送り③へ併せて、3-(2)-ウ項目名を、「小児医療体制、心身の健康等に係る取組の推進」に変更		
									ア	遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着等	修正	ア	遊びや体験活動の推進	「生活習慣の形成・定着等」とともに、子どもの規則正しい生活習慣を形成・定着する」を削除。この文脈においてそぐわない。	横江崇	①意見を踏まえ修正	意見16の回答のとおり
									ア	遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着等	修正	ア	遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着等	健やかな成長につなげるため、多様な遊びや体験活動の機会・場を創出するとともに、子どもの規則正しい生活習慣を形成・定着するため、次に掲げる施策を推進します。			
									①	遊びや体験の機会の場の創出及び読書活動の推進	削除	削除	まず、表題の「読書活動の推進」については、記載内容に読書活動の推進が書かれているわけではなく、表題として適切でない。上記のとおり、②生活習慣の形成・定着及び健康増進を別のところに移すならば、①のみが残るため、①の表題は不要。	横江崇	①意見を踏まえ修正	読書活動については、本文5行目に記載はありますが、体験や学習活動の一つとしての例示に留まるものであるため、ご意見のとおり項目からは削除させていただきます。ただし、意見11の回答と同様に、①の項目は残させていただきます。	
②	生活習慣の形成・定着及び健康増進	3	1	(2)	ア	②	19	40頁	26行	②生活習慣の形成・定着及び健康増進	修正	②について、67頁以降の第3章2(2)学童期・思春期のところに移す。	②生活習慣の形成・定着及び健康増進は、この大項目である②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりにそぐわない。「学童期・思春期は」とあるとおり、この時期の課題であり、そちらに記載すべき。	横江崇	①意見を踏まえ修正	意見16の回答のとおり	



沖縄県子ども計画(仮称)【素案】に係る委員意見(困難を抱える子ども部会)に対する対応方針(1章～3章)

参考資料 1

子ども計画素案		項番					県の考え方								
		章	節	項	目	意見NO	頁番号	行番号	素案たたき台	追加又は修正	ご意見	追又は修正理由	委員名	対応区分	県の考え方
①	キャリア教育の推進	3	1	(2)	ウ	①	20	41	「沖縄県立総合教育センターとの連携・協力の促進」を挿入してはいかがでしょうか。	追加		県立総合教育センターでは、これまでキャリア教育の研究に取り組んでおり、多くの実践及び知見が蓄積されていると考えられます。また、県立総合教育センターでは、学校生活や日常生活上の悩みや問題、障がいをもつ児童・生徒(園児を含む)及びその保護者や現場の教師に対しても相談を実施しています。	下地敏洋	②原文どおり	県立総合教育センター、各教育事務所は県の教育機関として連携しているため、追加はしないこととします。
②	矯正教育や自立支援、就業支援の充実	3	1	(6)	オ	②	21		出院までに就業先が内定できるよう、ハローワーク、コレワーク	追加	出院までに就業先が内定できるよう、少年院退所後等保護観察期間中も含め、ハローワーク、コレワーク	改めて確認したところ、矯正施設在所中もさることながら、各機関・団体は、退所後も運動した関わりを持っているため。	西江尚人	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり追記いたします。
							22		さらに、保護観察後の生活困窮者に対し、	追加、修正	さらに、保護観察期間中及び終了後も、生活困窮者に対し、	「保護観察後」の定義が曖昧。実際、各種事業は、保護観察期間中であっても、終了後であっても活用できるものと思われるため。	西江尚人	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正いたします。
④	幼児教育・保育の質の向上	3	2	(1)	イ	④	23	65	6	「め、園内研修の実施等、」を「め、園内研修の実施や沖縄県教育委員会主催の研修等への参加、」ではいかがでしょうか。	追加	幼稚園教諭の研修は市町村が担っているため、県レベルで実施する初任者研修や教員経験者研修への参加は市町村の判断となります。そのため、市町村により研修の機会が異なります。教員の資質向上の面からも県レベルの研修に全員が参加できるように支援することも良いのではないのでしょうか。	下地敏洋	①意見を踏まえ修正	委員の意見を踏まえ以下のように修正します。 ④ 幼児教育・保育の質の向上(略)・・・へ提供するほか、県が実施する研修等への参加や園内研修の充実など各種研修等により、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等へ、幼稚園教育要領・保育所保育指針等の十分な理解を進めるとともに、キャリアパス等を見据えた専門性の向上を図るための取組を促進し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。
②	スクールカウンセラー等による支援の実施	3	2	(2)	オ	②	24	75		追加	これまで実施しているSV体制のことを入れた方がよい		比嘉昌哉	①意見を踏まえ修正	ご意見どおりに修正します。

沖縄県こども計画(仮称)【案】に係る委員意見(困難を抱えるこども部会)に対する対応方針(4章～5章)

参考資料 1

こども計画案たたき台		項番				県の考え方										
章	節	項	目	章	節	項	意見 NO	頁 番号	行 番号	素案たたき台	追加 又は 修正	ご意見	追又は修正理由	委員名	対応区分	県の考え方
第4							1					第4章と第5章の、文面のフォントが異なっているため、統一した方がよいと思います。		狩俣みつ穂	③その他	ご意見を踏まえ、フォントを統一します。
	(2)	沖縄県の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」		4	3	(2)	2	2頁	17行	子ども	修正	子ども	文中のなかでは、「こども」と統一したほうがよいと考えます	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「子ども」→「こども」
5				4	5		3	8	8～9	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	修正?	2行にまたがっている文章の行間を狭くする	行間が広く、文の一体感がなく、読みにくく感じたため	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、行間を狭くします。
	(1)	認定こども園への移行支援		4	5	(1)	4	8頁	12行	子ども	修正	子ども	文中のなかでは、「こども」と統一したほうがよいと考えます	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「子ども」→「こども」
							5	9頁	7行表5(1)	子ども	修正	子ども	文中のなかでは、「こども」と統一したほうがよいと考えます	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。
					4	5	(3)	6	9	誰でも通園制度等	修正	誰でも通園制度		狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「こども誰でも通園制度」
					4	5	(3)	7	9	県においては、これらの事業が円滑に実施できるよう、助言等必要な支援を行っていきます。	追加	「助言等」について、より具体的に記載	「等」とは記載されていますが、短絡的な印象が記載されました。もう少し具体的な支援策が記載されると、より県が市町村に奔走しながら協働して取り組む様子が反映され、地域での子育てに対して、より安心感が生まれるのではないかと感じました。	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「円滑に実施できるよう、事業実施にあたっての必要な助言や国と連携した財源支援等を行うとともに、事業実施に係る市町村の共通課題等に対応してまいります。」
					4	5	(3)	8	9	(5) 放課後児童クラブ…の説明文1行目…小学校に就学している児童に対し、	修正	…小学校に就学している児童に対し、		狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「小学校に就学している児童に」
	(3)	地域子ども・子育て支援事業		4	5	(3)	9	10		(12) 病児保育	追加?	(12) 病児保育事業	質問です。他のものには、「〇〇事業」や「〇〇制度」とついているのですが、病児保育については、つかないのでしょうか。	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「病児保育事業」
					4	5	(3)	10	10	(12) 病児保育		病児保育の施設が少なかつたり、遠かつたりにより、利用できず、仕事を休まざるを得なくなり、収入減などによる家計、生活への影響も大きくなります。また、手続きが分かりにくいと躊躇する方もいたりします。病児保育の実施施設の拡充と、より利用しやすいような手続き方法についても市町村と一緒にご検討願いたいです。	狩俣みつ穂		③その他	病児保育事業の実施にあたっては、看護師や保育士等の確保や、一定の要件を満たした専用スペース等の確保等の課題があり、令和5年度の実績では17市町村29か所での実施となっております。病児保育の実施にあたっては事業者の協力が不可欠であり、地域によっては、新規の事業者を発掘していく必要があることから、県においては、効果的な取り組みを実施している市町村の状況等を把握し、当該取組の横展開等を図ってまいります。
					4	5	(3)	11	10	(14) 子育て世帯訪問支援事業の説明文	修正	要支援児童、要保護児童及びその保護者、支援を要するヤングケアラー、特定妊婦等を対象に、居宅を訪問し…	読みにくく感じたため	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「要支援児童、要保護児童及びその保護者、支援を要するヤングケアラー、特定妊婦等を対象に、居宅を訪問し、」
					4	5	(3)	12	10	(17) 産後ケア事業 退院直後の母子に対すし心身…	追加?	退院直後の母子に対し		狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「退院直後の母子に対する」
	(2)	教育・保育等従事者の確保		4	6	(2)	13	11	12	学生への貸付事業など新規の保育士確保…	追加	新規の保育士確保の策について、学生への貸付以外にもあれば、記載	新規の保育士の確保について、具体策として挙げられているのが、学生への貸付事業のみなのが、気になりました。保育士の資格をとっても、保育所等に就職しない方もいると聞きます。保育士になりたいと思う小・中・高の児童生徒の職業体験の場としての機会を作ったり、実際に保育士を目指し、資格取得をした学生などが、なぜ、就職先に保育施設を選択しないのか、その分析をしたり、新規の保育士が、安心して保育の職へ就けるような取り組みなどもあるとよいと感じます。	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	県では、新たな保育士の養成、確保に係る事業として、就学資金貸付事業のほか、市町村が実施する保育士試験対策講座への支援や、地域限定保育士制度の運用などを行っており、代表的な事業として就学資金貸付事業に係る表現を記載したところです。御意見を踏まえ、P11の12行から13行を次のとおり修正します。 「新規保育士の確保に向けた取組、潜在保育士等の就労支援及び県内の中学校や高校、養成校の学生を対象とした出前講座の実施など保育士職の魅力発信に取り組みます。」
	(3)	幼児教育・保育の質の向上		4	6	(3)	14	12	16	一人一人のこどもの	修正	こども一人一人の	より個人々に焦点をあてやすくなるかと感じたため	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「一人一人のこども」→「こども一人ひとり」

沖縄県子ども計画(仮称)【案案】に係る委員意見(困難を抱える子ども部会)に対する対応方針(4章～5章)

参考資料 1

子ども計画案たたき台		項番														県の考え方			
		章	節	項	目	章	節	項	意見 NO	頁 番号	行 番号	素案たたき台	追加 又は 修正	ご意見	追又は修正理由	委員名	対応区分		
第5 子ども施策を推進するために必要な事項		5							15					第4章と第5章の、文面のフォントが異なっているため、統一した方がよいと思います。(再掲)			狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。
①	子ども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成	5	1	(1)	①				16	1頁	18行	子どもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。	修正	子どもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備、おとなの意識改革、気運の醸成に取り組みます。	「おとなの意識改革」を挿入。	横江崇	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。	
①	子ども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成	5	1	(1)	①				17	1頁	18行			環境整備については、全国の先行事例等を県が調査し、県内の市町村に伝えるという取組ができるのではないかと。		山野良一	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ以下を追記します。また、国が作成した子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインや、多様な声を政策に反映させる工夫の好事例等について、周知に取り組みます。	
③	子ども施策に関するデータの整備	5	2	(1)	③	5	2	(1)	18	3	10	定期的実施するとともに子どもの貧困の…	追加	定期的実施するとともに、子どもの貧困の…	「…ともに」「子どもの…」の間に、句読点を入れたほうが読みやすく、分かりやすくなるため	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。	
①	子ども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上	5	2	(2)	①				19	3頁	22行	～子ども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保～	修正	～子育て支援や子ども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子どもの意見聴取などに携わる担い手の確保～	「子どもの意見聴取支援」を挿入。字句の修正。	横江崇	②原文どおり	子どもの意見に係る人材については、1-(3)子ども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成に記載していることから原文通りとさせていただきます。	
①	関係機関・団体のネットワークの構築	5	2	(3)	①				20					教育と福祉の連携を強化するしくみは、計画のどこで強調されているか。また、チェック機能を持った仕組みも必要だと思う。		本村真	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、5章-2-(3)-①や2-(2)-①において追記しております。	

沖縄県子ども計画(仮称)【素案】に係る委員意見(困難を抱える子ども部会)に対する対応方針(6章)

参考資料1

子ども計画素案たたき台		項番										県の考え方						
		章	節	対象の章	節	項	通し番号	意見NO	番号(通しNo)	細記号(No)	頁番号	行番号	素案たたき台	追加又は修正	ご意見	追又は修正理由	委員名	対応区分
2	人が困っているときは、進んで助けている児童生徒の割合(小中)	6	2	3	1	(1)	2	1	2	指標2	3頁	人が困っているとき、進んで助けている児童生徒の割合(小中)	削除	削除 「日常生活において自分を意見を言っている。」「子ども政策に関して意見をきいてもらっている。」「子どもは権利の主体である。」等の指標を入れるべき。	権利の主体であることを図る指標として適切でない。	横江崇	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、「子どもの権利が尊重され、社会参加の機会が増えていること」を指標として設定します。
4	3歳児でむし歯のある者の割合	6	2	3	1	(2)	4	2	4	指標4	3頁	3歳児でむし歯のある者の割合	削除	削除 別の指標を考えていただきたい。	多様な遊びや体験、活動できる機会づくりの指標として適切でない。	横江崇	①意見を踏まえ修正	当該指標は、3-1-(2)-ア-②生活習慣の形成・定着及び健康増進当項に記載しているむし歯予防に関連する施策として設定していましたが、ご意見を踏まえ、記載箇所を変更することから、指標についても記載箇所を変更します。
7	10代の性感染症罹患率	6	2	3	1	(3)	7	3		指標7		資料5 第6章 p.3 指標7 10代の性感染症罹患率の目標値設定について		全国値より現状値が高い現状をふまえ、保健・医療・教育現場と連携しながら、目に見える形で改善したことが分かるような数値目標の設定と、具体的アクションプログラムの策定・実行をお願いしたいと思います。	沖縄が抱える社会課題が維持・再生産される背景として、性や性教育の不十分さから派生する事象(若年結婚・妊娠・出産、若年離婚、ひとり親家庭、貧困)があると考えます。取扱いの慎重さ・困難さを要することは重々承知していますが、実効的な取組みにぜひ踏み込んでいただきたいと思っています。	泊真児	③その他	小・中学校においては全国値と開きがあることから、授業や学校行事等をおして児童生徒間の良好な対人関係を育む力や、自身の怒り等の感情をコントロールする力を高めるための取組を行い、改善を目指す必要がある。小中学校においては全国値との差が2倍程度であることから、基準年(R6年度)の差を半分にする数値を目標値として設定することとします。  直近5年間(平成30年～令和4年)の平均では、沖縄県は性器クラミジア感染症は2.47人、淋菌感染症は0.38人、尖圭コンジローマは0.26人、性器ヘルペス感染症は0.24人となっており、全国は性器クラミジア感染症は2.29人、淋菌感染症は0.62人、尖圭コンジローマは0.19人、性器ヘルペス感染症は0.28人となっており、とりわけ沖縄県の数値が高い訳ではないため、直近5年間の県内の平均を下回る数値を目標値としています。性感染症に関して、現時点では、県のアクションプログラム等の策定は予定しておりませんが、これまで実施している学校等への性感染症の啓発に係るポスターやチラシの配布、保健所での性感染症検査や相談を継続していき、関係機関とも連携して対応していきたいと考えております。
23	小・中・高校における暴力行為発生件数(児童生徒千人当たり)	6	2	3	1	(6)	23	4		指標23		資料5 第6章 p.5 指標23 小・中・高校における暴力行為発生件数の目標値設定について		小・中学校においては現状値が全国値より2倍前後高い現状をふまえ、教育現場における実態把握、要因分析、そしてアンガーマネジメント教育等の対策実施等も絡めた目に見える目標値の設定(改善)をお願いしたいと思います。	問題解決の手段として暴力を用いることが無くなるような教育が重要と考える。DVやデートDV、性暴力なども沖縄の抱える深刻な社会課題の一つである。暴力な手段で問題解決を図らうとする傾向を幼い段階から抑止すべく、必要な家庭教育・学校教育の充実を図ってほしいと思います。	泊真児	③その他	小・中学校においては全国値と開きがあることから、授業や学校行事等をおして児童生徒間の良好な対人関係を育む力や、自身の怒り等の感情をコントロールする力を高めるための取組を行い、改善を目指す必要がある。小中学校においては全国値との差が2倍程度であることから、基準年(R6年度)の差を半分にする数値を目標値として設定することとします。
43	スクールカウンセラーを配置する学校の割合	6	2	3	2	(2)	43	5	43	指標43	6頁	スクールカウンセラーを配置する学校の割合	修正	現時点で100%であるなら、さらに改善していくための指標としてふさわしくない。スクールカウンセラーの人数、利用件数等、より実効的な指標設定ができないか。		横江崇	②原文どおり	スクールカウンセラーの配置時間数は学校規模によって異なり、対応時間数も様々であることから、カウンセラーの人数や利用件数を指標とすることは難しいと考えております。また、いじめや不登校等生徒指導上の問題はどの学校においても起こりうるものであり、全小中学校への配置が望ましいことから「スクールカウンセラーを配置する学校の割合」を目標値として設定しております。
83	ひとり親家庭の正規雇用者(役員を除く)の割合(母子世帯、父子世帯)	6	2	3	3	(4)	83	6	83	指標83	9	ひとり親家庭の正規雇用者(役員を除く)の割合		(参考指標16、通しNo109と)同じ内容を示す指標だと思うのですが、現状値や現状値時点が異なっています。異なる値となっている理由をお伺いしたいです。		狩俣みつ穂	③その他	両指標ともに第2期子どもの貧困対策計画において設定した指標であり、継続して設定することとしているものです。指標83は、沖縄県ひとり親世帯等実態調査(全国ひとり親世帯等実態調査)を基にしたもので、参考16は、国勢調査を基にしたものとなっております。いずれも5年に一度の調査となっていることと、参考16については、国の「子どもの貧困対策大綱」における指標として設定されているため、比較対象として参考指標として設定しているところとします。
109	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯、父子世帯)	6	2				109	7	109	参考16	12	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合		(指標83、通しNo83と)同じ内容を示す指標だと思うのですが、現状値や現状値時点が異なっています。異なる値となっている理由をお伺いしたいです。		狩俣みつ穂	③その他	上記意見6のとおり
第5	子ども施策を推進するために必要な事項	6	2	5				8						市町村が計画を策定した割合を指標に入れてほしい。		山野良一	①意見を踏まえ修正	市町村における計画の策定率の指標を追加します。

沖縄県子ども計画(仮称)【素案】に係る関係団体意見に対する対応方針(4章～5章)

参考資料 1

子ども計画素案たたき台		項番				意見NO	番号(通しNO)	細記号(No)	素案たたき台	追加又は修正	ご意見	追又は修正理由	対応区分	県の考え方
章	節	項	目											
(1)	教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方	4	3	(1)	1		表1	3号認定 … ※子ども・子育て支援法第19条第2号に該当	修正	「第2号」ではなく「第3号」		①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「19条第3号」	
(2)	保・幼・こ・小連携の推進	4	5	(2)	2			【8頁/24行目】 「沖縄型幼児教育」構想をいかし、	追加	「沖縄型幼児教育」構想とは何かの説明が欲しいです。		③その他	ご意見の事項については、用語解説でお示しします。  【沖縄型幼児教育】 平成24年度「沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの検証『沖縄県幼児教育の方向性』」において提唱された、公立幼稚園が小学校に隣接している立地条件や園長と小学校長が兼任であること等の沖縄県の特異性を生かし、幼児・児童間の交流や教師間の合同研修を行う等、就学前施設間の連携及び就学前施設と小学校との連携の結节点的な役割を担う構想。	
(3)	地域子ども・子育て支援事業	4	5	(3)	3	2		(3) 地域子ども・子育て支援事業	追加	事業全体的に、平日の受け入れや支援を想定している様に見受けられる、ひとり親世帯の保護者の就労先などをしっかりと調査し、就労状況にあった支援を提供できる様にしていく必要を感じる。		③その他	一時預かり等については、土曜日等も含めた対応を想定しているところですが、保育士不足等により平日以外の受け入れができないなどの状況が生じているところ。県としては、地域のニーズに応じたサービスを市町村が展開できるよう、保育士等の必要見込み数を把握しつつ、確保に向けた取組を展開していくこととしております。(第4章6教育・保育に従事する者の確保及び資質の向上に記載)	
					4			【9頁/11～12行目】 子ども誰でも通園制度	修正	子ども誰でも通園制度		①意見を踏まえ修正	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  「子ども誰でも通園制度」	
					5		表5	(5) 放課後児童クラブ健全育成事業(放課後児童クラブ)	修正	(5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		①意見を踏まえ修正	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。  「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」	
					6	17	表5-(6)	(6) 子育て短期支援事業 母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の教育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業	追加	母子家庭等や児童養護施設等という表現に、限定的な印象や、ハードルの高さを感じる、等に含まれる内容をもう少し記載しても良いと考える。	自身の困難に気付けない層もいるため、ハードルを低くして、最悪のケースになる前に、未然に関わりを持てる様な取り組みが必要、児童養護施設以外でも条件次第では受け入れ可能な施設を増やす事もした方が良い。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。  「保護者の疾病その他の理由で、子どもを養育することが一時的に困難となった場合や児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等に、児童養護施設や里親家庭等において預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業」	
					7	17	表5-(9)	(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業	追加	警察や医療機関、弁護士等とのネットワーク構築も早い段階から図っていただいた方が良いと考える。	子どもたちの安全に関わる場面では、福祉だけではなく、その他の介入が早急に必要になる事がある。事前にネットワークを構築して置く事で、スムーズな連携が取れるようになる。	②原文どおり	ご意見ありがとうございます。「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」は福祉分野や警察、医療機関、教育等の関係機関で構成する市町村要保護児童対策地域協議会の連携強化を図る事業となっております。引き続き、連携体制の強化に向けて当該事業の活用促進等を市町村へ働きかけてまいります。	

沖縄県子ども計画(仮称)【素案】に係る関係団体意見に対する対応方針(4章～5章)

参考資料 1

子ども計画素案たたき台		項番				県の考え方						
章	節	項	目	意見NO	番号(通しNO)	細記号(No)	素案たたき台	追加又は修正	ご意見	追又は修正理由	対応区分	
				8	17	表5-(10)	(10)地域子育て支援拠点事業 保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児及びその保護者が相談や交流を行う場所を開設し、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供、助言等を行う事業	修正	保育所・児童館等に預けている世帯は、その時間帯に仕事をしているから預けているので、そういった時間の都合を考えた配慮はできる事業でしょうか。		③その他	地域子育て支援拠点事業は、主に次のような形態で実施されており、市町村は地域のニーズ及び人材の確保状況等を踏まえ、日中に事業を展開しております。 県としては、市町村が地域のニーズに沿った事業を展開できるよう、人材の確保等を含め必要な支援を行ってまいります。 ①一般型 公共施設や空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設等において、原則週3日かつ1日5時間以上開設 ②連携型 児童館等の既設の相談室等において、原則週3日以上、かつ1日3時間以上開設
				9		表5	(12)病児保育	修正	(12)病児保育事業		①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「病児保育事業」
				10		表6	実費徴収に係る補足給付を行う事項	修正	実費徴収に係る補足給付を行う事業		①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「実費徴収に係る補足給付を行う事業」
				11		表6	放課後児童クラブ健全育成事業	修正	放課後児童健全育成事業		①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「放課後児童健全育成事業」
				12		表6	親子関係支援事業	修正	親子関係形成支援事業		①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「親子関係形成支援事業」

沖縄県子ども計画(仮称)【素案】に係る関係団体意見に対する対応方針(4章～5章)

参考資料 1

子ども計画素案たたき台		項番								県の考え方		
章	節	項	目	意見 NO	番号 (通し NO)	細 記号 (No)	素案たたき台	追加 又は 修正	ご意見	追又は修正理由	対応区分	
(2)	教育・保育等従事者の確保	4	6	(2)	13	12	学生への貸付事業など新規の保育士確保に向けた取り組みのほか	修正	県事業で「保育士就学資金貸付制度」が実施されているので、「新規」の取り組みとは言えないと考えます。		①意見を踏まえ修正	「新規」は、「新規の取組み」ではなく、「新規の保育士」との趣旨で用いておりますが、誤解を与えることから次のとおり修正いたします。 「新規の保育士確保に向けた取組みのほか、」→「新規保育士の確保に向けた取組や」
					14	12	学生への貸付事業など新規の保育士確保に向けた取組のほか、潜在保育士等の就労支援に取り組みます。	追加・修正	保育という仕事のやりがい・魅力の発信や、保育士の地位向上に向けた取り組みを強化するとともに、学生への貸付事業など新規の保育士確保、潜在保育士等の就労支援に取り組みます。	保育士という職業の地位向上に向けた取り組みを計画に位置付けるとともに、県においてもその取り組み等を強化していただきたい。	②原文どおり	県においては、保育士職のすばらしさや魅力を発信するため、県内の中学校や高校、養成校の学生を対象に出前講座の実施や保育現場見学ツアーを実施しております。御意見を踏まえ、P11の12行から13行を次のとおり修正します。 「学生への貸付事業など新規保育士の確保に向けた取組や潜在保育士等の就労支援のほか、県内の中学校や高校、養成校の学生を対象とした出前講座の実施など保育士職の魅力発信に取り組みます。」
					15	7	保育士希望者	修正	「保育士の資格取得希望者」という意味でしょうか？	情報発信は、資格取得希望者だけでなく、現役・潜在保育士向けにも実施したほうが良いと考えます。	①意見を踏まえ修正	「保育士希望者」との表現については、現役・潜在を就労希望者を意識して表現したものとっております。御意見を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 「保育士希望者」→「保育士として就労することを希望する方々」
(3)	幼児教育・保育の質の向上	4	6	(3)	16	18-20	保育士等の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や登園・降園の管理等の補助業務に係る ICT の活用等、保育所等の ICT 化を進めます。	修正	現在の保育士の業務に追加して機器操作等の業務が含まれるのであれば、保育士の業務増につながる。園にICTの専門職を配置する方が良いでは。		②原文どおり	県におきましては、保育士の労働環境の改善を目的として、保育の現場における保育補助者や支援員の配置を支援する事業を実施しているところです。県としましては、これらの事業と併せて、保育の現場におけるICTの導入を支援してまいりたいと考えております。
第5 子ども施策を推進するために必要な事項		5			17			追加	保護者や教職員等子ども・若者の側にいる大人へ「子どもの権利」を知り・学び・共に育つ環境をつくる	大人等が「子ども権利」を知り・学び・共に過ごす生活環境をつくるのが大切	②原文どおり	おとなに対する子どもの権利については、第3章1(1)ア①子どもの権利に関する周知・啓発、第5省(1)⑤子ども・若者の意見を表明する権利に関する知る機会の創出に記載していることから、原文どおりとさせていただきます。
①	子ども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成	5	1	(1)	①	18	12	子ども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成	追加	子どもわかものの意見を聞くにあたって、子ども・行政で話しをするのではなく、しっかりと反映されるかを監視する第三者委員会も必要ではないか。	②原文どおり	子ども若者の意見については、意見の反映状況をフィードバックするなど、政策に反映させる取組を推進してまいります。
②	子ども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進	5	1	(1)	②	19	29	学校や教育委員会等の取組事例について	追加	教育現場だけに限定されている印象があります。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、福祉の現場や地域社会を追加します
						20	6	⑤子ども・若者の意見を表明する権利に関する知る機会の創出	追加	「知る・学ぶ」機会の創出	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、学ぶを追加します

沖縄県子ども計画(仮称)【素案】に係る関係団体意見に対する対応方針(4章～5章)

参考資料 1

子ども計画素案たたき台		項番				県の考え方								
		章	節	項	目	意見 NO	番号 (通し NO)	細 記号 (No)	素案たたき台	追加 又は 修正	ご意見	追又は修正理由	対応区分	
⑤	子ども・若者の意見を表明する権利に関する知る機会の創出	5	1	(1)	⑤	21	10		また、子ども・若者の意見を表明する権利について、県ホームページや県政出前講座等を通して、・・・	追加	また、子ども・若者の意見を表明する権利について、県ホームページやSNS、県政出前講座等を通して、・・・	子ども家庭庁が公表している「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン(令和6年3月)」においてもSNSの活用について明記されているため、県公式SNS等を活用した周知・啓発も取り組んでいただきたい。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、SNSを追加します。
(2)	多様な声を施策に反映させるための環境整備	5	1	(2)		22				追加・修正	「多様な声を施策に反映させるための環境整備」の具体的な取り組みが見えない。 例えば、低年齢や小中学生、高校生においては保育所や学校、教育委員会等と連携した意見聴取に係る取り組みを検討していただきたい。 また、様々な課題や発達特性のある子ども等が意見を表明することへの意欲や関心を高める取り組みについても医療や福祉関係者と連携した取り組みを検討していただきたい。		①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ以下を追記します。 また、国が作成した子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインや、多様な声を政策に反映させる工夫の好事例等について、周知に取り組みます。
						23	15	資料4 第5章 子ども施策を推進するために必要な事項(素案たたき台) 1 子ども・若者の社会参画・意見反映 (2) 多様な声を施策に反映させるための環境整備	追加	・(2)多様な声をの前に「子ども・若者の」を追記する。	○説、項目等の文頭には「子ども・若者」が定型となっているため	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、「子ども・若者の」を追加します。	
						24	16	資料4 第5章 子ども施策を推進するために必要な事項(素案たたき台) 1 子ども・若者の社会参画・意見反映 (2) 多様な声を施策に反映させるための環境整備 声が聴かれにくい状況、	修正	・どのような状況で、どのような子ども・若者なのか？ 適切な表現にかけた方がよいと思います。		①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、大綱の表現に準じて具体例を示して修正したいと思います。	
						25	17	意欲や関心を必ずしも高くもてない	修正	・適切な表現がよいと思います。		①意見を踏まえ修正	意見24と同様	
						26	19	意見聴取に係る多様な手法を検討する	追加	意見聴取に係る多様な手法(子ども的人権オンブズパーソン、人権コミッショナー等)を検討する。	意見聴取に係る具体的な職種を明記したほうが良いと思います。これ以降もオンブズパーソン・コミッショナーの記載はありません。		③その他	第3章1ア③で子どもの権利が侵害された場合の救済機関設置について追記したところであり、設置に向けた取組の中で子どもの意見聴取に係る手法や仕組みについても検討してまいります。
(3)	子ども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成	5	1	(3)		27		22 (3) 子ども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成 23 子どもや若者が意見を言いやすい環境をつくり、子ども・若者の社会参画・意見反映を推進するため、関係機関と連携し、子どもの意見等を25 引き出すスキルを備えた次世代につながる子ども・若者のフアンリター 26 ターの養成や人材確保等に取り組む。	追加	学校の部活動等や教育機関(寄宿舎、寮)等では児童生徒がすぐに意見を伝えることは難しい。日頃から話を聞く、見守る体制が必要となる。スポーツ少年団、文化活動等でも同様のことが起きる可能性がある。	22 子ども・若者の相談、社会参画・意見反映を支える人材育成 23 子どもや若者が意見を言いやすい環境づくり、日常的な相談、子ども・若者の社会参画・意見反映を推進するため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野縦割りの取組に「子ども・若者の育成」と「安心・安全につながる環境整備」が必要となる	②原文どおり	ご意見の趣旨については、5章1-(1)① 子ども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に含まれていることから、原文どおりとさせていただきます。	



沖縄県子ども計画(仮称)【素案】に係る関係団体意見に対する対応方針(4章～5章)

参考資料 1

子ども計画素案たたき台		項番				意見NO	番号(通しNO)	細記号(No)	素案たたき台	追加又は修正	ご意見	追又は修正理由	県の考え方	
		章	節	項	目								対応区分	
						28	25		追加	意見反映を支える人材としてオンブズパーソンやコミッショナーを加えることはできないでしょうか。	同上 (以下再掲) 意見聴取に係る具体的な職種を明記したほうが良いと思います。これ以降もオンブズパーソン・コミッショナーの記載はありません。	③その他	意見26と同じ	
(4)	若者が主体となった活動を促進する環境整備	5	1	(4)		29	33	児童館、子ども会、子ども食堂や学習支援の場など	追加	放課後児童クラブを追加する。	現状として、学童期の子どもが一番多く通っている事業ですし、県内で600か所以上あります。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、追加します。	
①	子ども施策に関する情報提供	5	2	(1)	①	30		【2頁/39行目】EBPM	追加	分かりづらい用語なので、例えば、「EBPM(エビデンスに基づき、より実効性の高い政策を立案すること)」などの説明を追加していただきたい。		③その他	用語集を作成します。	
②	子ども施策に関する調査	5	2	(1)	②	31		②子ども施策に関する調査	追加	②子ども施策に関する調査及び研究	調査・分析と併せて「研究」も行うべきだと考えます。	②原文どおり	②については原文どおりとし、研究については、③において国・大学等と連携して取り組んでいくこととしております。	
①	子ども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上	5	2	(2)	①	32			追加	児童厚生員、放課後児童支援員を追加する。		②原文どおり	子ども・若者、子育て支援に携わる担い手は多様な立場・分野にて存在しており、その一部を例示しているところです。ご指摘の件も担い手に含まれていると認識しておりますので、原文どおりとさせていただきます。	
③	地域における人材の確保・育成及び民間団体等との連携	5	2	(2)	③	33	36	ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成	追加	ボランティアやピアサポーターが行政の業務を無償で代行するといった内容にならない様に、検討できているか。		③その他	地域における人材との連携においては、役割分担の整理と、持続可能な体制とすることが肝要だと考えております。	
(4)	子育てに係る手続・事務負担の軽減、支援を届けるための情報発信	5	2	(4)		34	11	子ども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届く	追加	届ける側だけの整備に留まらず、受けて側のインフラ整備に関する支援も必要ではないか。	折角の情報や支援を発信したり届けたいと思っても、その受け手側が受けられない状態では、意味をなさない。	③その他	市町村によっては、子育てに関する様々な支援メニュー等をとりまとめた冊子を発刊し配布したり、母子健康手帳の配布時等、両親とかかわる際に、LINE登録を促すなどして、予防接種の案内等子育てに関する情報を適宜発信しております。県としては、効果的な情報発信に積極的に取り組んでいる市町村の情報等を、市町村に対し情報共有を図り、市町村の取り組みを支援してまいります。	
(5)	子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	5	2	(5)		35	17	子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していく	修正	優先したり配慮する事で、それを目的に子育てをしようという気運が高まるとは思えないし、特別視する事で、その相手を応援しようという社会の気運が高まるのも考えにくいと思う、他の表現があったのではと思う。		①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 子ども・若者、子育てにやさしい社会となるよう、……利用者の理解・協力を促進するなど、様々な取組を通して子どもや子育て当事者を社会全体で支える気運の醸成を図ります。	
						36	23	また、出会いや結婚の応援、支援に取り組む施策を推進し、それぞれの希望に応じて社会全体で結婚を応援する気運を醸成します。	追加・修正	また、出会いや結婚の応援、支援に取り組む施策を推進し、それぞれの希望に応じて社会全体で結婚・出産・子育てを応援する気運を醸成します。	人によっては、結婚観・ライフスタイルの価値観等は異なるため、結婚のみ応援となると誤解が生じる恐れがある。本項は「子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」であることから、出産や子育てについても同じように応援する気運の醸成が大切ではないか。	②原文どおり	ご意見のとおり、人によっては、結婚観・ライフスタイルの価値観等は異なることから、「それぞれの希望に応じて」としており、原文どおりとさせていただきます。	
(1)	庁内の推進体制	5	3	(1)		37	31	子どもに関する様々な課題に対して部局横断的に対応します	修正	横断的に対応する事は良いが、たらいまわしや、入口の分かり難さにもつながるので、利用者の導線を配慮して欲しい。		③その他	ご懸念のことにならないよう、対応してまいります。	

沖縄県こども計画(仮称)【素案】に係る関係団体意見に対する対応方針(6章)

参考資料 1

こども計画素案たたき台				項番					県の考え方							
章	節	対象の章	節	項	通し番号	意見NO	番号(通しNO)	細記号(No)	素案たたき台	追加又は修正	ご意見	追又は修正理由	対応区分	県の考え方		
	6	1				1			資料5 別添資料① 第6章 こども計画に関する指標(素案たたき台) 1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた指標	追加	・自己肯定感に係る指標名称以外に、子どもの自立や社会参加に係る指標名称があってもよい。	(例として) ○(考えの表出と受容状況の割合)自分の意見や考えを発言でき、周囲の大人は耳を傾けてくれる。 ○(前向きな社会参加の割合)自分の将来の夢や仕事を通して、社会の役に立ったり、良い方向に社会を変えられることができると思う。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、R6県民意識調査において質問項目となっている「こどもの権利が尊重され、社会参加の機会が増えていること」を指標として設定します。		
						2				追加	「専門機関・専門職による相談支援を受けたことがある」と回答した子育て当事者の割合	市町村調査では、子育てに関する相談相手として家族や知人等が身近な人が多い。一方、相談内容は専門的知識が必要な項目が多数を占めているが、専門機関等へ相談している割合はかなり低い。こどもまんなか社会を実現するためには、社会インフラとしての相談支援機関の利用率の向上は必須であると考えます。	②原文どおり	子育てに関しては、母子健康手帳の配布や乳幼児健康診査時に行うとともに、母子健康包括支援センター等、様々な相談機関において相談支援を実施しております。これら機関における相談件数等はそれぞれにおいて一定程度の把握はなされていると考えますが、問い合わせや相談の内容の深さによってもその数のとらえ方は異なり、全機関の集計を行うことは現実的ではなく利用率の算出方法にも課題があります。このため、現状の指標案では、「『子育てに関する相談で頼りれる人がいる』と回答した子育て当事者の割合」を指標として設定しているところです。		
45			2	3	2	(2)	45	3	45	指標45	放課後子供教室と一体的又は連携して実施された放課後児童クラブ数	修正	放課後児童対策パッケージに移行後、一体型は「校内交流型」と表記されていることから、指標名称を変更したほうが良いと考えます。		①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「放課後子供教室と校内交流型又は連携して実施された放課後児童クラブ数」
参考指標								4			※記載なし	追加	県の待機児童数は、1,016人(R5年度)。利用料の低減の取り組み同様、待機児童の解消にも取り組むことから、「放課後児童クラブの待機児童数」の目標値を設定する必要があると考えます。		①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、指標として追加します。
								5				追加	生活保護世帯及び就学援助受給世帯の放課後児童クラブ利用率	全国では生活保護世帯及び就学援助受給世帯は児童クラブの入所要件が上位にあり、利用料の減免制度を設けている自治体も多い。本来であれば、児童クラブを利用して頂きたい世帯の利用率を知ること、県事業の周知や新たな取り組みを考えるエビデンスとなると考えます。	②原文どおり	放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場をあたえるという事業であることから、生活保護世帯及び就学援助受給世帯に限らず、必要とされる世帯の利用ニーズに答えられているか確認できるよう「小学生に占める児童クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)の割合」を新たな指標として設定します。

沖縄県子ども計画(仮称)【素案】に係る市町村意見に対する対応方針(4章～5章)

参考資料 1

子ども計画素案たたき台			項番					意見 NO	素案たたき台	追加 又は 修正	ご意見	追又は修正理由	団体名	県の考え方	
			章	節	項	目								対応区分	
(1)	認定	子ども園への移行支援	4	5	(1)		1	「柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、…」	修正	「子ども」→「こども」に表記修正 ※他にも修正が必要と思われる箇所所有	特別な場合(法令に根拠がある場合、固有名詞の場合等)を除き、「こども」表記が適切であると考えたため。 (参考:令和4年9月15日付け事務連絡「こども家庭庁設立準備室「こども」表記の推奨について(依頼)」)	豊見城市	①意見を踏まえ修正	意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「子ども」→「こども」	
(2)	教育・保育等	従事者の確保	4	6	(2)		2	保育士を安定的に確保するためには… 保育士の処遇及び労働環境の改善に取り組むとともに… 心理的な負担が大きい保育士に対し…	修正	「保育士」→「保育士等」へ修正	安定的な確保や処遇改善、相談支援は保育士のみではなく幼稚園教諭や保育教諭も含んでいる内容ではないでしょうか。	豊見城市	①意見を踏まえ修正	御指摘のとおり修正いたします。	

沖縄県子ども計画(仮称)【素案】に係る市町村意見に対する対応方針(6章)

参考資料 1

子ども計画素案たたき台		項番						意見 NO	素案たたき台	追加 又は 修正	ご意見	追又は修正理由	団体名	県の考え方(部局回答)	
		章	節	対象の 章	節	項	通し 番号							対応区分	県の考え方
4	3歳児でむし歯のある者の割合	6	2	3	1	(2)	4	1	(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 指標4 3歳児でむし歯のある者の割合	修正	指標4を、「(3)子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」へ移動。	指標4は、子どもや保護者への保健指導等の取組のアウトカム指標ではないでしょうか。 (3)子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供へ移動がよいと思います。	豊見城市	③その他	当該指標は、3-1-(2)-ア-②生活習慣の形成・定着及び健康増進当項に記載しているむし歯予防に関連する施策として設定していましたが、記載箇所を変更することから、指標についても記載箇所を変更します。
(3)	共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	6	2	3	3	(3)		2		追加	くみん認定企業数	厚生労働大臣が子育てサポート企業として認める制度であり、認定企業数を指標として加えることで、仕事と育児の両立支援の促進に繋がるものと考えため。	浦添市	②原文どおり	県では、仕事と子育てを両立し、働きやすい環境づくりに取り組む企業を「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業」として認証していることから、国の制度として実施しているくみん認定ではなく、ワーク・ライフ・バランス認証企業数が指標として適当であると考え。